

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

1 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的及び運営方針

介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスは、要支援の状態にある利用者の委託により、利用者の心身の状態等に応じた適切な介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）の作成を支援し、作成された介護予防サービス・支援計画に沿って介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業者名	シオ ガマ シ ウラ ト チ ク チ イキ ホウ カツ シ エン セ ン タ ー 塩竈市浦戸地区地域包括支援センター
介護保険指定番号	0400300042
所在地	塩竈市浦戸野々島字河岸50
電話番号	022-361-2931
FAX番号	022-361-2932
サービス提供地域	塩竈市全域

	勤務体制			従事する業務	資格
	常勤	非常勤	計		
管理者	1		1	統括、苦情・相談担当 介護予防支援 及び介護予防ケアマネジメント	保健師
社会福祉士		1	1	介護予防支援 及び介護予防ケアマネジメント	社会福祉士
保健師	1		1	介護予防支援 及び介護予防ケアマネジメント	保健師
備考					

3 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込みから介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスが提供されるまでの流れとその主な内容

① 介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの申し込み 重要事項説明書をお渡しし、内容をご確認いただきます。所定の書類を市へ届けます。
② 契約の締結 契約を締結いたします。
③ 状態の把握（アセスメント） 認定調査結果又は基本チェックリスト、主治医意見書及び基本情報などを基に、担当の介護支援専門員や保健師が利用者や家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。
④ 介護予防サービス・支援計画原案の作成 アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画原案を作成します。サービス事業者を選定していただきます。
⑤ サービス担当者会議の開催 関係するサービス担当者を集め、サービス計画原案について検討します。利用者の希望や心身の状況等を考慮し、サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。
⑥ 介護予防サービス・支援計画の交付 検討されたサービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防サービス・支援計画をお渡しします。
⑦ 介護予防サービスの提供 介護予防サービス・支援計画に位置づけられたサービスが各々のサービス事業者より提供されます。
⑧ モニタリング 毎月、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、計画に位置づけた期間が終了するときは計画の目標の達成状況の評価を行う。必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。
⑨ 給付管理 介護保険サービス等の利用実績を確認します。
⑩ 介護報酬請求 介護報酬の請求事務などを行います。

4 業務の委託（介護保険法等法令による）

塩竈市浦戸地区地域包括支援センターは、3の③～⑨の業務を別紙の指定居宅介護支援事業者に委託することがあります。

5 利用料金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントには下記の費用がかかりますが、介護保険から全額支給されるので、原則として自己負担はありません。

(1) 介護予防支援

ケアプランの立案作成等	4,420円/月
初回加算	3,000円/月
委託連携加算	3,000円/月 ※委託する初回に限る
要介護認定等の代行申請	利用者負担はありません
介護予防サービス計画の作成依頼届	利用者負担はありません。
情報提供	利用者負担はありません。

*国が定める介護報酬の改正があった場合は、改正後の利用料金とします。

(2) 介護予防ケアマネジメント

類型	ケアマネジメント A	ケアマネジメント B	ケアマネジメント C
	原則的なケアマネジメント	簡略化したケアマネジメント	初回のみケアマネジメント
サービス種別	指定事業所のサービス 訪問型・通所型サービス C	ケアマネジメント A または C 以外のサービス	補助や助成で行うサービス その他生活支援サービス
ケアプランの立案作成等	4,420円/月	2,210円/月	4,420円/月
初回加算	3,000円/月		
委託連携加算	3,000円/月 ※委託する初回に限る		
要介護認定等の代行申請	利用者負担はありません。		
介護予防サービス計画の作成依頼届	利用者負担はありません。		
情報提供	利用者負担はありません。		

6 相談窓口・苦情窓口

①サービスに関する相談については、次の「相談窓口」にご相談ください。

相談窓口	電 話 番 号	0 2 2 - 3 6 1 - 2 9 3 1
	F A X 番 号	0 2 2 - 3 6 1 - 2 9 3 2
	受 付 時 間	午前 8 : 0 0 ~ 午後 4 : 4 5 (月~金)
	相 談 者	管理者 川勝 朋恵

②時間外のお問い合わせについては、次の「時間外相談窓口」にご相談ください。

時間外相談窓口	所 在 地	985-8501 塩竈市旭町1番1号
	名 称	塩竈市役所
	電 話 番 号	0 2 2 - 3 6 4 - 1 1 1 1
	F A X 番 号	0 2 2 - 3 6 7 - 3 1 2 4
	受 付 時 間	土・日・祝祭日 24時間 夜間午後 5 : 1 5 ~ 午前 8 : 3 0

③公的機関においても次の機関において苦情申出等を行うことができます。

塩竈市役所	所 在 地	985-0052 塩竈市本町1番1号
	所 管	塩竈市高齢福祉課
	受 付 時 間	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5 (月~金)
	電 話 番 号	0 2 2 - 3 6 4 - 1 2 0 4
	F A X 番 号	0 2 2 - 3 6 6 - 7 1 6 7

宮城県国民健康 保険団体連合会	所 在 地	980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
	所 管	介護サービス苦情相談窓口
	受 付 時 間	午前 9 : 0 0 ~ 午後 4 : 0 0 (月~金)
	電 話 番 号	0 2 2 - 2 2 2 - 7 7 0 0
	F A X 番 号	0 2 2 - 2 2 2 - 7 2 6 0

7 緊急時の連絡先

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせにより、家族、主治医、救急機関に連絡します。

主治医	医 療 機 関 名	
	主 治 医 名	
	電 話 番 号	
	備 考	

緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	
	携 帯 電 話	

8 非常災害発生時の対応について

利用者の居住区域、並びに当事業所設置区域内において、何らかの災害が発生した場合、急遽訪問等を取りやめる場合があります。その場合は、連絡手段が確保できた時点でご連絡を入れさせていただきます。

9 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する措置を講じます。虐待防止委員会の開催、高齢者虐待防止のための指針の整備、虐待防止研修の実施、専任担当者の配置を行います。

10 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を受けられるよう、業務継続計画策定するとともに、計画に沿った研修及び訓練を実施します。

11 感染症の発生及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるように、感染対策委員会の開催、感染症及びまん延防止のための指針の整備及び研修、専任担当者の配置を行います。

塩竈市浦戸地区地域包括支援センターは、重要事項説明書に基づいて、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 所在地	985-0193 塩竈市浦戸野々島字河岸50
事業者名	塩竈市浦戸地区地域包括支援センター
	電話 022-361-2931
	FAX 022-361-2932
説明者氏名	印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所	
氏名	印

(代理人) 住所	
氏名	印

* 上記代理人を選任した場合のみ

(立会人又は署名代行人)	
住所	
氏名	印

* 立会人とは利用者とともに、重要事項の内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整を行える方となります。

尚、立会人は、契約上の法的な義務を負うものではありません。